

役員等の報酬に関する規則

平成 28 年 12 月 26 日 規則第 3 号
最新改正 令和 7 年 1 月 30 日

(目 的)

第 1 条 この規則は、芸北福社会定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定める。

(定 義)

第 2 条 この規則に定める報酬とは、会議等への出席・監査の実施・決裁等のための執務など出務実態に則して支給するものである。よって、役員等の地位にあることのみによって支給するものではない。

2 職員と兼ねる役員等については、本規則は適用しない。

(報酬の額及び算定方法)

第 3 条 報酬の額は、次のとおりとする。

役員等名	報酬日額
理事長	12,000円
理 事	10,000円
監 事	11,000円
評議員	10,000円

2 出務を行った場合は、執務時間に限らず前項の報酬額を支給する。

3 常勤理事は、出務日数に限らず第 1 項の報酬額の 22 日分を月額報酬とする。

(費用弁償)

第 4 条 出務に対する車賃等の費用弁償は、別に定める「芸北福社会出張旅費規則」に基づき、報酬とともに支給する。

(支給方法)

第 5 条 非常勤役員等の報酬は、原則として出務の都度、現金支給するものとし、常勤理事の報酬は、正規職員の支給方法に準じて月額支給する。

(公 表)

第 6 条 この規則をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 7 条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規則は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。

2 この規則の施行の日から、従前の芸北福社会役員の報酬に関する規則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 3 号）は廃止する。

3 （平成 29 年 9 月 27 日） この規則の変更は、公布の日から施行する。

4 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。